

●都市ガスの小売り自由化に伴う料金規制（指定旧供給区域等の指定）に対する意見書

都市ガスの小売り全面自由化に伴う経過措置として、需要家保護の観点から事業者には料金等の規制を課すことは妥当であると考えます。しかしながら、対象事業者（旧供給区域）の指定基準において、新規参入事業者の有無が一切考慮されていないことなどから、特に一般家庭など小口需要者の利益を損ねる可能性があります。消費者利益を保障する経過措置の基準策定を求めます。

自由化は本来、都市ガス供給事業への新規参入を促すことで自由な競争をもたらすことが目的ですが、北海道の場合、新規参入を申請した事業者が1社もありません（9月9日現在）。にもかかわらず、北海道瓦斯をはじめすべての一般ガス事業者が都市ガス利用率や他燃料採用件数などで指定の要件を満たさないことを理由に、全供給区域が経過措置の指定対象となりません。これでは、自由化が実質的に進展していないまま料金規制を取り除くこととなります。

都市ガスと最も競合しているLPガス料金を見ると、北海道は全国平均価格を大幅に上回っており、都市ガスの価格優位性が高いという実態があります。このため、都市ガス事業者同士の競争が確保されなければ、自由化によって、逆に都市ガス料金の値上げやサービス低下につながる可能性を否定できません。また、大口需要者を優遇し、小口料金を引き上げる価格設定なども考えられません。

自由化後に想定されるこうした事態を避けるため、料金規制の指定や指定解除を行うにあたっては、あくまで消費者保護の観点から、新規参入事業者の有無なども含めて検討し、厳格に判断すべきものと考えます。